

令和元年 第一回臨時会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和元年第一回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、二期目就任にあたっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

先月行われました南アルプス市長選挙におきまして、各方面からの力強いご支援と、多大なご支持を賜り、南アルプス市民の代表として、市政運営の舵取り役を継続して任せていただくことになりました。改めて、多くの市民の皆様から寄せられた期待の大きさに身の引き締まる思いであります。

就任一期目は、政治姿勢として「ハードからハート」をスローガンに掲げ、子育て支援の充実、公共施設の再配置、健全財政の維持を中心に市政運営に取り組んでまいりました。

これまでの四年間の成果を基盤として、二期目のスローガンとして掲げました「市民目線でさらなる前進」を実現するため、全身全霊を傾注し、市政運営に取り組むものと衷心よ

り、強く決意しているところであります。

南アルプス市は、大きな可能性を秘めた「豊かなまち」であります。この可能性に満ち溢れた南アルプス市を、将来に向けてさらに発展させるためには、まさにこの四年間の実効性ある施策が真に重要であると深く認識しております。

人口減少・超高齢社会への対応や、若い世代の就業・結婚・子育て支援など、市の将来に広範に関わる様々な課題と向き合っていかなければなりません。

こうした多岐にわたる市政課題を一つ一つ堅実に解決し、「市民目線でさらなる前進」を確実に達成するために、次の五つの柱を市民の皆様とお約束いたします。

先ず、一点目は「子育て支援のさらなる推進」

次に、二点目は「健康・長寿のまちづくり」

次に、三点目は「ユネスコエコパーク事業の推進」

次に、四点目は「豊かで活力のあるまちづくり」

最後の五点目は「行政改革のさらなる推進」であります。

今後、これらの公約の実施につきましても、南アルプス市

総合計画と一体的に取り組む必要があるため、令和二年度から六年度までを計画期間とする「総合計画後期基本計画」に反映することで、市政のビジョンを明確にし、方向性を共有する中で、積極的かつ着実に取り組んでまいりたいと考えております。

これから四年間、全ての市民の皆様の幸せと南アルプス市のさらなる発展のため、全身全霊を傾けて市政運営に取り組む所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

次に、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今臨時会に提出いたしました案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案二件、同意案三件、合わせて五件であります。

はじめに、承認第一号、「南アルプス市税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成三十一年三月二十九日公布されたことに伴い、南アルプス市税条例等の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、平成三十一年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものがあります。

次に、承認第二号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成三十一年三月二十九日公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、平成三十一年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、同意案二十号、「教育委員会委員の任命について」であります。

この案につきましては、小野ゆり教育委員の任期が、本年五月二十八日をもって満了することに伴い、同教育委員を再任として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第二十一号、「監査委員の選任について」であります。

この案につきましては、望月健二監査委員の任期が、本年五月二十九日をもって満了することに伴い、同監査委員を再任として選任したいので、地方自治法第百九十六条一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第二十二号、「公平委員会委員の選任について」であります。

この案につきましては、齋藤正利公平委員の任期が、本年五月二十九日をもって満了することに伴い、新たに飯野在住

の小林孝夫氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

なお、詳細につきましては担当部長より説明いたさせます。何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和元年五月二十四日

南アルプス市長 金丸一元